

50201一般港湾運送業における死傷災害事例(最大99事例まで) (2020年)

No	年	月	発生時	死傷災害事例	年齢	事故の型	起因物(小)	労働者規模
1	2020	1	12 ～ 13	荷役終了後、社有車に乗り込み座ろうとしたが、座る前に車が動いたため、転倒しそうになり右手をついた際、右肘関節部に挫傷を負った。	59	3	231	30 ～ 49
2	2020	1	15 ～ 16	ふ頭内の倉庫内で、ショベルローダを清掃後、車両に乗り込み、後部ドアを閉めるため着座しながら体を右にひねり、ドアノブを握りながら手前に引き込んだ際、手が離れ、ドア枠下部に手が挟まり、右手人差し指を骨折した。	49	7	225	50 ～ 99
3	2020	2	17 ～ 18	倉庫内で出庫作業中、出庫予定貨物をパレットに積み替える際、空パレット5枚を重ねて（高さ約55cm）足場を作り作業を行っていた。作業後、足場のパレットからフォークリフトに移るため、フォークリフトの左フェンダー部分に足を乗せたとき、靴底が濡れていたため足が滑り落下した。その際、左大腿を床にぶつけ骨折した。	52	2	222	10 ～ 29
4	2020	3	16 ～ 17	本船荷役終了後、使用したドラグショベルのエンジンボックス上で、コンプレッサーを使用して清掃作業を行っていた。そのとき、ダストで足下が悪い状況で、コンプレッサーノズルからエアを出した際、エアの勢いに押され約21mの高さから後ろ向きに落下して背中を強打し、第12胸椎破裂骨折、第6・9胸椎圧迫骨折を負った。安全帯を装着していなかった。	54	1	142	50 ～ 99
			9	船で、コンテナ揚積（122本）のアンラッシング作業中、資材を片				100

5	2020	3	～ 10	付けした際、資材につまずき、右足が本船ハッチカバーと通路の隙間に入り転倒し、右肩上腕部を骨折した。	33	2	416	～ 299
6	2020	3	11 ～ 12	冷凍した魚が入れられた15kg以上ある缶を扱っていた際、前に出た缶と次に出てきた缶との間に小指を挟まれ、骨折した。	79	7	611	1～ 9
7	2020	5	14 ～ 15	コンテナ船の作業終了後、下船して岸壁を歩行中、ガントリークレーンのケーブル用の溝に足を落として右踵を骨折し、右足関節と腰を捻挫した。	47	19	418	10 ～ 29
8	2020	6	13 ～ 14	作業終了後、次船に向かうためタラップに向かってデッキ通路を歩行していた。ハッチカバー付近に差し掛かったところ、通路が狭くなっていたので、倒してあった柵に足を掛けたところ滑って転倒した。その際、右第7、8、9肋骨を折り、骨盤挫傷を負った。	55	2	417	50 ～ 99
9	2020	7	9 ～ 10	海上コンテナから貨物を取り出すフォークリフト作業の助手をしていたとき、フォークリフトの爪の幅を調整するため、両手で爪を引き寄せた際に、勢いが強く爪が外れ、左足甲の上に落下して、左第2、5中足骨表部骨折、左楔状骨骨折を負った。	63	4	222	50 ～ 99
10	2020	9	14 ～ 15	停泊中の船から鉄板を荷卸し作業中、クレーンで鉄板を吊るした反動で鉄板が揺れ、鉄板と船の壁に挟まれて肋骨と背骨を折った。	54	7	211	10 ～ 29
11	2020	12	10 ～ 11	交通連絡船の船長業務に携わっている中、同じ建設現場に従事する協力会社の職員が新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した。そのため、PCR検査を実施したところ、陽性と判定され、新型コロナウイルス感染症を発症した。	46	90	911	30 ～ 49
12	2020	12	14 ～ 15	土場で、フォークリフトを使用しインゴットの貫々作業中、荷崩れしそうになり、降車して手直した際、後方から来たフォークリフトの後ろ部分に当たり、右脛骨を折った。	52	6	222	10 ～ 29
			14	倉庫で、水酸化アルミが入ったフレコンバックの配付作業中、貨物				30

13	2020	12	～	に近づいて行く際、つまずいて踏ん張ったところ、左腓腹筋断裂を	37	19	921	～
		15		負った。				49

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.html(職場のあんぜんサイト)

参考：[労働災害の分類の概要](#)

[各小業種における死傷災害事例\(最大99事例まで\) \(2020年\)](#)に戻る。